

令和8年度
現場技術業務 特別仕様書

関東農政局土地改良技術事務所

(適用範囲)

第1条

本業務の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条

本業務は、関東農政局管内事業(務)所が発注する工事の設計・積算を支援する業務等の補助を行うものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で提出された資料をもとに以下の内容について、履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第4条

管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（農業-農業土木、農業農村工学）、農業部門（農業土木又は農業農村工学））、博士（農学、工学）、1級土木施工管理技士、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第5条

現場技術員の技術者区分及び資格は、次の通りとする。

技術者区分	資 格
現場技術員（C）	①技術士（総合技術監理部門（農業-農業土木、農業-農業農村工学）） ②技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ③技術士補（農業部門）

	④ 1 級又は 2 級土木施工管理技士 ⑤ 大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実務経験を有する者
--	---

(配置技術者の確認)

第 6 条

共通仕様書第 1-6 条における業務組織表の作成及び共通仕様書第 1-7 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 7 条

受注者は、共通仕様書第 1-28 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務場所)

第 8 条

業務場所は、関東農政局土地改良技術事務所内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。

設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。なお、詳細については監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(履行期間)

第 9 条

契約延月数は 12 ヶ月とし、業務期間は次のとおりとする。

令和 8 年 4 月 8 日～令和 9 年 3 月 26 日

(業務内容)

第 10 条

業務内容等については、次のとおりとする。

- (1) 管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。

- 1) 契約書第 9 条第 2 項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月 1 回以上の業務打合せを行う

なお、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合において、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、

設計変更の対象とはしない。

(2) 本業務に従事する現場技術員は現場技術員(C)とし、その業務内容は次のとおりとする。

1) 積算に関する業務

- ・管内事業(務)所が発注する土木、建築及び施設機械工事(ポンプ場、開水路、パイプライン等)の積算に必要な所定の図面、数量、その他資料のチェック作業補助及び作成補助
- ・設計材料単価調査に関する業務の補助

2) 技術資料の作成等に関する業務

- ・設計及び工事に関する技術情報の整理等

3) 設計、積算、施工基準に関する資料等の作成

- ・業務・工事の積算基準に関する資料等作成の補助
- ・設計基準に関する技術資料等作成の補助
- ・施工基準に関する技術資料等作成の補助

(業務実施体制)

第 11 条

本業務における実施体制は下表のとおりとし、管理技術者による業務運営のもと、業務を遂行するものとする。

技術者区分	人数	従事期間
管理技術者	1名	—
技術員	3名	業務期間を通じて従事

(作業上の留意事項)

第 12 条

(1) 本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

(2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果を監督職員の確認を受けるものとする。

(3) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

(4) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(打合せ)

第 13 条

共通仕様書第 1-5 条による打合せについて、月 1 回以上の業務打合せを行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せ都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合において、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

第14条

成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1式
- (2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料
1式
- (3) その他必要な資料 1式

(成果物の提出先)

第15条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

埼玉県川口市南町2-5-3 関東農政局土地改良技術事務所

(契約変更)

第16条

業務請負契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第8条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (2) 第9条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (3) 第10条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (4) 第11条に示す「業務実施体制」に変更が生じた場合。
- (5) 第13条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第14条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) 諸経費動向調査の追加が生じた場合。
- (8) その他

(業務スライドの試行)

第17条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。

- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

(定めなき事項)

第18条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。